

事務連絡
令和6年11月15日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度に係る事務手続の電子申請の取扱い等について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、厚生労働省においても行政手続のオンライン化に向けた取組を進めているところです。

この行政手続のオンライン化の推進に関し、以下のとおり補足事項をまとめましたので、内容についてご了知いただくとともに、本事務連絡の内容を、管内市町村（特別区を含む。）等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 後期高齢者医療制度に係る事務手続の電子申請の取扱いについて

後期高齢者医療制度に係る事務手続については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項により、電子情報処理組織による申請等（以下「電子申請」という）が可能とされています。

2 後期高齢者医療制度に係る事務手続の添付書類等のオンライン提出の取扱いについて

各申請等における添付書類については、高齢者の医療の確保に関する法律やそれに基づく命令においてはその提出方法を特段指定しておらず、電子情報処理組織による提出（以下「オンライン提出」という）を妨げるものではありません。その上で厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年厚生労働省令第40号）第7条によ

り、申請等のうち電子情報処置組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合と規定されており、添付書類のオンライン提出の是非については、各申請等の性質に鑑み、各行政機関等においてご判断いただいて差し支えありません。

また、不正請求防止の観点から原本の確認が必要である等の理由により、オンライン提出が不相当と判断される場合には、一部の添付書類のみ郵送や窓口提出とすることも考えられます。

なお、海外療養費の支給申請については、別途通知にて不正請求対策の観点から提出書類に係る留意点についてお示ししているところであり、判断の参考としていただきますようお願いいたします。

3 後期高齢者医療制度における電子申請の導入事例について

全国の自治体における電子申請の導入事例については、別紙を適宜ご参考にしてください。

4 マイナポータルにおける「申請フォームのひな形」の提供予定について

一部事務手続（※1）について、マイナポータル上に申請フォームのひな形の作成を検討しており、令和7年中の提供を目指しています。（※2）

電子申請窓口の導入を検討される際には、適宜ご活用ください。

※1 提供予定の事務は以下の5手続を予定しています。

- ・高額療養費の支給の申請
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第33条に規定する特別の事情に関する届出
- ・障害状態不該当の届出
- ・特定疾病受療証の再交付申請
- ・審査請求

※2 マイナポータル上の申請フォームから後期高齢者医療広域連合電算処理システムへの自動連携は開発規模が大きくなることから現時点では予定しておりません。

以上

【後期高齢者医療制度における電子申請導入事例】

事務手続	オンライン提出可能な書類	提出方法	
高額療養費の支給の申請（口座登録）	申請書 被保険者証の写し 預貯金通帳の写し	申請フォーム上に、 データ添付	福島県A市他
後期高齢者医療一部負担金の免除申請（災害）	申請書 罹災証明書等	申請フォーム上に、 データ添付	大阪府B市他
後期高齢者医療資格変更届	申請書	申請フォーム上に、 データ添付	福島県C市他
特定疾病療養受療証の申請	医師の意見書	申請フォーム上に、 データ添付	静岡県D市他
特定疾病療養受療証再交付申請	本人確認書類	申請フォーム上に、 データ添付	愛知県E市他
審査請求	審査請求書 その他関係書類	審査請求書については、 フォームへの回答により添付不要 その他添付書類については、 データ添付	F 県他